

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年6月18日(2009.6.18)

【公表番号】特表2008-540536(P2008-540536A)

【公表日】平成20年11月20日(2008.11.20)

【年通号数】公開・登録公報2008-046

【出願番号】特願2008-511225(P2008-511225)

【国際特許分類】

A 6 1 K 35/12 (2006.01)

A 6 1 M 37/00 (2006.01)

A 6 1 P 9/04 (2006.01)

A 6 1 P 9/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 35/12

A 6 1 M 37/00

A 6 1 P 9/04

A 6 1 P 9/10

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月24日(2009.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

心疾患を有する患者を治療するためのシステムであって、

細胞性心筋形成術と組み合わせた左心室補助装置

を含む、システム。

【請求項2】

前記左心室補助装置が取り外されるように構成されている、請求項1記載のシステム。

【請求項3】

細胞性心筋形成術は、前記患者の心臓への投与に適した細胞を含む、請求項1記載のシステム。

【請求項4】

前記細胞は、骨格筋芽細胞、胎児心筋細胞、胚幹細胞、および骨髄肝細胞から成る群から選択される、請求項3記載のシステム。

【請求項5】

前記細胞は、自己骨格筋芽細胞である、請求項3記載のシステム。

【請求項6】

細胞性心筋形成術は、左心室補助装置を用いて該患者が治療される前または最中に実施されるために適している、請求項1記載のシステム。

【請求項7】

前記患者は、急性心疾患に罹患している、請求項1記載のシステム。

【請求項8】

前記患者は、慢性心疾患に罹患している、請求項1記載のシステム。

【請求項9】

前記心疾患は、冠動脈疾患、心臓弁疾患、心筋炎、心不全、拡張型虚血性心不全、うっ血

性心不全、心筋症、拡張型心筋症、心筋梗塞から成る群から選択される、請求項 1 記載のシステム。

【請求項 1 0】

前記投与される細胞の数は、細胞数 1×10^6 から 10×10^9 の範囲である、請求項 3 記載のシステム。

【請求項 1 1】

前記投与される細胞の数は、細胞数 1×10^7 から 10×10^9 の範囲である、請求項 3 記載のシステム。

【請求項 1 2】

前記細胞は、90%を超えて生存している、請求項 3 記載のシステム。

【請求項 1 3】

前記細胞は、90%を超えて純粋な骨格筋芽細胞である、請求項 3 記載のシステム。

【請求項 1 4】

前記細胞は、80%を超えて純粋な骨格筋芽細胞である、請求項 3 記載のシステム。

【請求項 1 5】

左心室補助装置は、細胞性心筋形成術が実施される少なくとも 1 週間後に終了されるために適している、請求項 1 記載のシステム。

【請求項 1 6】

左心室補助装置は、細胞性心筋形成術が実施される少なくとも 4 週間後に終了されるために適している、請求項 1 記載のシステム。

【請求項 1 7】

左心室補助装置は、細胞性心筋形成術が実施される少なくとも 8 週間後に終了されるために適している、請求項 1 記載のシステム。

【請求項 1 8】

左心室補助装置は、細胞性心筋形成術が実施された少なくとも 6 ヶ月後に終了されるために適している、請求項 1 記載のシステム。

【請求項 1 9】

左心室補助装置は、細胞性心筋形成術が実施される少なくとも 12 ヶ月後に終了されるために適している、請求項 1 記載のシステム。

【請求項 2 0】

左心室補助装置は、細胞性心筋形成術が実施される少なくとも 18 ヶ月後に終了されるために適している、請求項 1 記載のシステム。

【請求項 2 1】

左心室補助装置は、細胞性心筋形成術が実施される少なくとも 24 ヶ月後に終了されるために適している、請求項 1 のシステム。

【請求項 2 2】

年齢、駆出率、冠動脈狭窄の数と割合、既往歴、心筋酵素値、血圧、コレステロール値、EKG、心拍出量、運動負荷試験の結果、ホルター心電図、慢性または急性心疾患、および尿検査から成る群から選択される任意の基準に基づいて、心疾患に罹患している患者を、細胞性心筋形成術により治療するための組成物であって、該患者の心臓への投与に適した細胞を含む、組成物。

【請求項 2 3】

前記患者は、急性心疾患に罹患している、請求項 2 2 記載の組成物。

【請求項 2 4】

前記患者は、慢性心疾患に罹患している、請求項 2 2 記載の組成物。